

外部機関による参考資料

・地域支援スーパーバイズ事業	3
・ヤングケアラー	4～5
・介護事業者が抱える悩みに対する無料相談	6～7
・無料講師派遣	8～9
・介護サービス相談員	10～11
・福祉用具専門相談員指定演習について	12～17
・福祉サービス苦情解決制度	18
・苦情から見てくるサービスの質の改善について	19～20
・OH!Shien	21
・みんなの人権110番	22～23
・介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント	24～33
・「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項	34～37
・大阪府の最低賃金	38～39
・転倒予防	40～42
・予約駐車場ロケリブ	43
・介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて	44

- ・大阪府 労働環境改善事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン・・・・・・・・ 46～47
- ・ケアプランデータ連携システムについて・・・・・・・・・・・・ 48～49

地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の困りごとや、成年後見制度の利用などの相談に対応する行政、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に、弁護士会・社会福祉士会と連携し、電話相談や来所による専門相談で助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪質商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればいいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。 など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

所在地 〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1番地54号 大阪社会福祉指導センター3階

電話 06-6191-9500 職員による電話相談（月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日 13時～14時半～）

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

電話 06-4392-8282 職員による電話相談（月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は、区役所・地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）・障がい者基幹相談支援センター等からの事前予約が必要。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階

電話 072-225-5655 職員による電話相談（月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日 13時～16時）

センターへの相談に際しては、まず地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等にご相談ください。

家、帰ったら忙しいねんなー

晩ごはんの買い物に料理、洗濯・

あ、でも妹のお迎えは大スキ♡あの笑顔はマジ元気でる

待ってるやろっから早く行こーっと

・・・

たまには遊びに行きたいけどムリかー

がんばっているあの子のこと 気づいてほしい

みなさんは「ヤングケアラー」という言葉をお聞きになったことはありますか

え？もう、昼休みなんや！。最近ぼーっとしてるな

昨日のオカンの話、長かったもんな。しかもいつも同じ話
なんか不安があるから同じ話してまうんやろうなー

・・・

俺の話もたまには聞いてほしいねんけどな・・・

● ヤングケアラーとは

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。
責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

*法令上の定義はありません。

＜ヤングケアラーのしていることの例＞



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家族のために一生懸命にケアを担っていることも

本人に自覚がない場合も

ひとつだけでなく、複数のケアを担っていることも

家庭内のデリケートな問題であるため、表面化しにくいことも



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

● みなさんにできること

みなさんの周りに、ヤングケアラーかもしれないと気になる子どもはいませんか。
子どもたちが困りごとを話せるように、子どもたちの周りに信頼できる大人を増やしていきましょう。
例えば、次の4つのことを参考に、子どもたちやそのご世帯と関わってみませんか。

見守る

まずは子どもの様子や家族の様子を見守りましょう

声をかける

いきなり、ケアのことを話題にする必要はありません。
あいさつから始めましょう

話を聴く

話せるようになったら、相手の言葉を遮らず、まずは話を聞きましょう。話しやすいように他愛のない話で構いません

気持ちを尊重する

子ども自身や保護者はどのような意向をお持ちでしょうか。支援の押し付けにならないよう相手の気持ちをよく聞き、尊重しましょう

● 子どもたちの想いと会話のヒント

ケアを担っている子どもたちは、次のような想いを抱えていることがあります。
ヤングケアラーかもしれない子どもたちと出会ったときは、この想いを心に留めて接してみてください。

- 家族のために自らケアをしたいと思っている
- 支援が必要とは思っていない

ヒント

ケアを大切にしている子どもたちの気持ちを尊重する

- ケアを否定すると、これまでしてきたことを否定されたと感じる
- 家族が責められると自分が責められたと感じる

ヒント

ケアや家族を否定せず、これまで担ってきたケアに労いの言葉をかける

- 相談しようという発想自体がない
- 自分の家庭しか知らずに育ち、客観的な視点をもちにくい
- 家庭のことを知られたくない
- 話を聞いてもらう機会が少ない

ヒント

孤独を感じやすいので、さりげない声掛けからはじめる

市町村に相談してみる

府内市町村のヤングケアラー相談窓口

大阪府 ヤングケアラー 窓口



支援事例を参考にする

ヤングケアラー支援事例集

大阪府 ヤングケアラー 事例集



介護事業者様が抱える悩み解消のお手伝いをします！

オンラインでも
実施できます。専門家による **無料相談** のご案内

介護事業所における雇用管理、職員の健康管理、人材育成に関する情報提供、相談援助などに対して 雇用管理やメンタルヘルス、人材育成のコンサルタント（社会保険労務士、中小企業診断士、シニア産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど）が対応します。

気になることは、
お気軽に
ご相談ください。

処遇改善加算

雇用

令和6年度改正！

処遇改善関係の新加算に関する相談や算定に必要な書類を整備したい。



研修計画

育成

介護人材育成のための効果的な研修の進め方や職員の質の向上と定着化を図りたい。



腰痛予防

健康

「職業病」とも言われている、腰や首などの痛みを防ぐためにはどうしたらよいか。



ICT化推進

雇用

必要性は理解しているが、なかなか一歩を踏み出せない。職員の負担軽減による雇用環境の改善、定着促進に繋げたい。



キャリア形成

育成

職員一人ひとりの目標達成のためにはどうしたらよいか。組織人としての仕事の進め方とは。



感染症予防

健康

ウイルスなど、利用者や職員間の感染を予防する方法を知りたい。感染症対策を徹底したい。



労務管理

雇用

労働契約や労働条件(4月から明示ルールが変わります)、登録ヘルパー等の移動時間の扱いや36協定とは。ハラスメント関連の相談。



リーダーシップ

育成

新任の管理職にリーダーシップを身につけてほしい。管理者としての心構えについて。



ストレス対策

健康

職員のストレスを緩和し、安心して仕事に打ち込んでもらうにはどうしたらよいか。



就業規則

雇用

実地指導に耐えられる就業規則か点検してほしい。法改正に対応した就業規則が見直したい。



キャリアパス

雇用育成

処遇改善加算のためにキャリアパスをつくりたい。また、つくったキャリアパスを運用するには。



メンタルヘルス

健康

セルフケア/ラインケアなどストレスの気づきと対処。アンガーマネジメント！怒りのコントロールとは。



人事管理制度

雇用

人材定着・育成の方法。職員も納得する人事管理制度になるよう見直したい。



助成金

雇用育成

助成金を活用できるのは、どんな時なのか。職員の育成に利用できる助成金等を知りたい。



休職・復職

雇用健康

育児・介護休業制度とは！職員が休職や復職する際、どのような点に注意したらよいか。



check!

上記項目以外でも
お気軽にご相談ください

事業項目	相談可能時間
雇用管理改善	1 事業所 年間6時間まで
人材育成(教育・研修)	1 事業所 年間3回まで
健康確保	1 事業所 年間4時間まで

ご希望の場合は、裏面用紙をご記入の上、FAXでお申込みください。電話や、メールでのお問合せもお気軽にどうぞ。

大阪支部LINE



【お申し込み・お問い合わせ先】



(公財) 介護労働安定センター 大阪支部

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 労働センター(エルおおさか)南館12階

TEL: 06-4791-4165 FAX: 06-4791-4166

E-mail: osaka@kaigo-center.or.jp

大阪支部HP



雇用管理コンサルタント等／介護人材育成コンサルタント
個別相談申込(受付)票

申込日: 年 月 日

事業所名	(事業所番号:)	担当者	役職:
所在地	〒		
電話番号	— —	FAX番号	— —
事業所開設日	昭和/平成/令和 年 月 日	メールアドレス	
ご相談内容	ご相談内容 [雇用管理関係 ・ メンタルヘルス関係 ・ 教育研修関係] ←当てはまるものに○		
ご相談希望場所	☐ オンライン相談 (CiscoWebex もしくは ZOOM) ☐ 貴施設・事業所※ ☐ 介護労働安定センター大阪支部相談室 ☐ その他※ () ※【注】感染症対策を講じた環境が必要になります。 最寄り駅まで徒歩10分以上の場合は、送迎をお願いします。		
ご相談希望日時	【留意事項】 ①希望時期は、お申込み日から約1か月以降の日程を目安としてください。 ②個別相談は1～2時間程度が目安となります(詳しくはお問合せください)。 ③ご希望は考慮しますが、日時等のご相談の上、調整させていただきます。 ◎ 年 月 日頃 (時 ～ 時頃) 希望		
ご質問	現在、施設・事業所で「Zoom」等のweb会議ツールを活用していますか。 ☐ はい (使用ツール:) ☐ いいえ ☐ 今後活用予定		

本相談申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、介護人材育成コンサルタント・雇用管理コンサルタント等による相談、支部職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

<<< 介護センター記入欄 >>>

個別相談日時 [決定]	担当専門家	備考
月 日 () : ~ : [場所]		

支部受付印

2403OSK

以下のとおり相談を受けたことを確認しました。

個別相談日時 [実施]	担当専門家	相談者署名
年 月 日 () : ~ :		



公益財団法人 介護労働安定センター 大阪支部

無料

オンラインでも
実施できます。

講師派遣のご案内

職場環境を良くするための対策



● ストレスマネジメント

メンタルヘルス。(セルフケア・ラインケア・アンガーマネジメント)
ストレスの内容と原因、対策。ストレスへの気づきやその軽減策を学びます。

● 腰痛の予防と対策

介護職の悩みである腰痛。予防のための心得、対策を学びます。

● 雇用管理に関する講話

主に管理監督者向けとなります。
労働時間管理、情報管理他、働き方改革関連法などに関する講話を実施します。

◆1回につき、1つのテーマをお選びください

◆事前打合せにより専門家が事業所の現状を伺い、状況に合わせて内容を調整いたします。

お申込前にご確認ください

【お申込み】

- ◆裏面の申込書に記入の上、**実施希望日の2ヶ月前まで**にFAXにてお申込みください。
(お申込みは先着順となります。年度初めなど申込多数の場合、折り返しの連絡にお時間を頂くことがあります。)
 - ◆参加者は、**10名程度**でご利用ください。
 - ◆開催は、原則、**平日9:00~17:00**の時間帯となります。
(ご希望の時間帯がある場合は、別途ご相談ください。)
 - ◆実施するにあたり、専門家との事前打合を大阪支部(相談室)またはオンラインにて行います。【1時間程度】
 - ◆国の事業のため料金は無料です。ただし、受講者全員に簡単なアンケートのご回答をお願いしております。
- ※地域での、事業者連絡会など、介護事業所の方々が集まった講師派遣も相談に応じます。

【研修内容等】

- ◆上記のテーマで、講師の用意した資料に沿った内容です。
- ◆1回1テーマにつき、原則1.5~2時間です。
- ◆最寄駅まで徒歩10分以上の場合は、送迎をお願いいたします。

【講師派遣の利用回数限度について】

- ◆原則1事業所・法人のご利用は年度2回まで(別紙「専門家による無料相談のご案内」の回数を含む)となります。
 - ◆国の事業のため、2年間連続してのご利用の場合、新規事業所優先のためお断りさせていただくことがあります。
- ※上記以外のテーマでの出張研修は、有料で承ります。ぜひご相談ください。

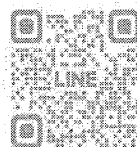
【お申込み・お問い合わせ】

公益財団法人 介護労働安定センター 大阪支部

〒540-0033 大阪府中央区石町2-5-3 労働センター 南館12F

TEL 06-4791-4165 FAX 06-4791-4166

大阪支部LINE



大阪支部HP



介護労働安定センター大阪支部行き

FAX 06-4791-4166

令和6年度「講師派遣」申込書

◆下記に必要事項を記載の上、FAX送信をお願いします。

申込日： 年 月 日

貴事業所名 および 法人（団体）名		※事業者連絡会等の場合は会名も記載願います（ ）	
賛助会員入会状況（該当に○印）		会 員 ・ 非会員 ・ 入会検討中	
事業内容 （該当に○印、複数可）		・ 訪問介護 ・ デイサービス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ グループホーム ・ 小規模多機能 ・ その他（ ）	
所在地		〒	
担当者 （役職）	氏 名 （役職） 連絡先	TEL （ ） （ ）	メールアドレス （ ） FAX （ ） （ ）
過去の利用歴		無料 個別相談 （ ） 年度 （ ） 月頃 無料 セミナー （ ） 年度 （ ） 月頃	
希望テーマ 希望に○印 （1回1テーマです）	ストレスマネジメント（セルフケア・ラインケア）←当てはまるものに○ 腰痛の予防と対策 雇用管理に関するテーマ（働き方改革関連法、報酬（加算）、就業規則等） リーダーの役割と心構え ※要相談		
事前打合せ （開催のおよそ一か月前）	事前打合せについては、開催日時を鑑み、こちらよりご連絡させていただきます。 ※事前打合せ場所は原則大阪支部相談室（エル・おおさか 南館12階）です		備考：
開催希望日時 いずれか	年 月 ・ 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬 〔1.5時間・2時間〕 年 月 日（ ）： 時 分より〔1.5時間・2時間〕		
受講 予定者数	（ ） 事業所 （ ） 名	<職種・経験年数・年齢構成等>	
実施会場または オンライン （いずれかに○）	事業所内 事業所外 オンライン	名称 【 】 所在地 【 （最寄駅： ） 】 ①CiscoWebex（ ） ②ZOOM（ ） ※①②いずれかを選択	

※事業所内、外に関わらず、会場地図を添付してください。②ZOOMでの実施は利用に一部制限があります。事前にお問合せください。

<往訪時の送迎の待ち合わせについて> ※【注】最寄駅より10分以上の場合は送迎をお願いします

<設備確認> 事業所で 用意して頂く物	プロジェクタ・スクリーン	有 ・ 無	その他
	パソコン	有 ・ 無	
	マイク	有 ・ 無	

本相談申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、介護人材育成コンサルタント・雇用管理コンサルタント等による相談、支部職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

<<<介護センター記入欄>>>

以下のとおり相談を受けたことを確認しました。

支部受付印

事前打合せ日時〔決定〕		備考欄	
年 月 日（ ）	： ～ ：		
集団講話日時〔決定〕		センター担当者	担当専門家
年 月 日（ ）	： ～ ：		
場所：		相談者署名	

【ご案内令和6年度】

公益財団法人 介護労働安定センター大阪支部 TEL：06-4791-4165

介護相談員派遣等事業

令和2年4月1日より、
「介護相談員派遣等事業」
は「介護サービス相談員派
遣等事業」に、「介護相談員」
は「介護サービス相談員」
に名称変更されました。

介護相談員って知ってますか？

介護サービスなどの悩みについて
お気軽にご相談ください

柔らかい
食事にして
ほしい

話し相手
が欲しい

職員の介助
が乱暴だ

一人で悩まないで
相談してね



介護相談員派遣等事業について

介護相談員派遣等事業は、市町村に登録された介護相談員が、介護が行われている場を訪問し、利用者からの相談を受けて、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指すものです。

市町村等が受け付ける苦情処理は、何らかのトラブルが起きたときの事後処理が中心となりますが、介護相談員の活動目的は、苦情申立てに至るほど問題が大きくならないうちに、未然に解決を図ることにあります。

介護相談員って何する人？

介護相談員は、まず介護サービスの利用者から苦情や不満等をよく聞いた上で、本人への助言や、状況に応じた適切な対応を行います。



メリット

介護相談員の活動を通して利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手掛かりになるなど、利用者だけでなく事業者にも多様なメリットをもたらしています。

① サービスの向上に寄与します。

介護相談員は相談活動のほか、利用者との何気ない会話や行事に参加することなどを通して、問題や改善すべき点などを発見することもあります。また、施設内の雰囲気、職員の利用者への態度など、介護相談員の気づきをとおして、利用者の生活全般に関わるサービスの向上につながっています。

散歩の回数が
増えた！

食事の時間が
楽しになった！

ケアをほめられて、
仕事が楽しくなった！

② 市民の目線でチェックできます。

施設内ではあたりまえと思っていることが相談員の市民感覚の視点から改めてみることで、施設職員の職務に取り組む姿勢に変化が見られた事例が報告されています。

③ 身体拘束ゼロ・虐待防止の実現に貢献します。

介護相談員の問いかけを通して、身体拘束ゼロへの取り組みや虐待防止への取り組みが進められたケースもあります。



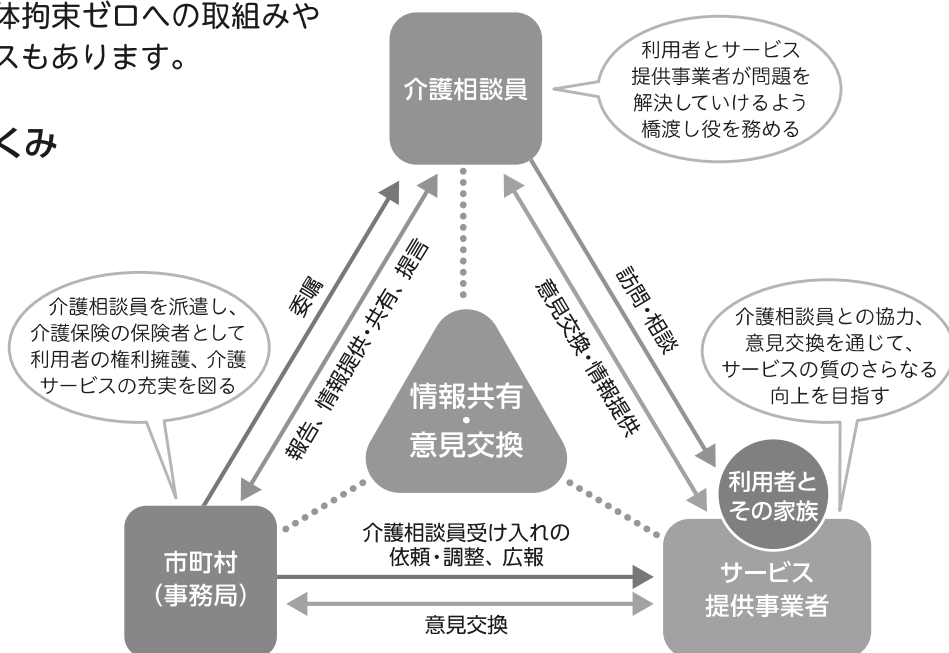
介護相談員派遣等事業のしくみ

市町村（事務局）

- 介護相談員の選定、派遣・調整
- 介護相談員連絡会議の開催
- 相談業務による事前解決が困難な事項の取りまとめ、行政担当部署との連携
- 介護相談員の活動に関する広報

サービス提供事業者

- 介護相談員活動の担当者（窓口）の設置と職員等への周知
- 介護相談員の活動について、利用者、家族へ説明



▶ 介護相談員ってどんな人

市町村が事業の実施にふさわしい人格と熱意をもっていと認めた人で、一定水準以上の養成研修を受けた人です。「養成研修」は、介護保険制度のしくみ等高齢者福祉に関する事項から、高齢者の心身の特性、コミュニケーション技法まで、約40時間にわたる内容となっています。また、活動中の方には「現任研修」を積極的に受講していただき、活動のスキルアップを図っています。

▶ お知らせ

介護相談員になりたい方、介護相談員の受け入れを検討している事業所は、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※ 介護相談員派遣等事業は、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられており、この事業を実施するかどうかは、各市町村の判断に任せられています。

福祉用具専門相談員指定講習について

更新情報・お知らせ

- 講習事業者向け情報及び講習関係の情報の詳細はこちらの窓口からご覧ください。
- ページが最新情報に更新されることがあります。ブラウザの「更新」ボタンをクリックしてください。

<重要>

- 平成27年4月1日から、福祉用具専門相談員の講習内容及び講習時間数等が改正されました。
- 講習内容の見直しに合わせ、福祉用具専門相談員の要件についても、平成27年4月1日から見直されました。

<留意事項>

介護職員養成研修（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程）修了者である福祉用具専門相談員の方については、平成28年3月31日までに「福祉用具に関する知識を有している国家資格を取得」又は「福祉用具専門相談員指定講習」を修了しなければ、平成28年4月1日以降は、福祉用具専門相談員としての業務ができなくなりましたのでご注意ください。

福祉用具専門相談員とは

福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所並びに介護予防福祉用具貸与事業所及び介護予防特定福祉用具販売事業所（以下「福祉用具貸与事業所等」という。）において、福祉用具の選定の援助、機器等の点検、使用方法の指導等を行う者をいい、介護保険法施行令第4条第1項の定めにより、次の方が該当します。

- 保健師
- 看護師
- 准看護師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 社会福祉士
- 介護福祉士
- 義肢装具士

- 都道府県が指定する事業者により行われる「福祉用具専門相談員指定講習」の修了者（平成18年4月1日以前は、厚生労働大臣が指定する事業者により行われた「福祉用具専門相談員指定講習」の修了者。）

<注意>

「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）及び「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号）の改正により、平成27年4月1日より、従前認められていた「介護員養成研修修了者」は要件から除外され、福祉用具専門相談員は、上記1から8までの福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者等及び9の福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されました。

これらの改正内容はこちらをご覧ください。

福祉用具貸与事業者等は、「福祉用具専門相談員」を必ず配置しなければなりません。

福祉用具専門相談員指定講習とは

福祉用具貸与事業所等において、福祉用具の選定の援助、機器の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として実施する講習で

あって、介護保険法施行規則第22条の33で定める基準に適合する講習を実施する者として、都道府県が指定する事業者によって行われる講習のことをいいます。
この講習を修了し、修了証明書の交付を受けた方は、福祉用具専門相談員として福祉用具貸与事業者等で就労することができます。

講習内容

介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容は次のとおりです。

[Word版（ワード：43KB）](#) [PDF版（PDF：88KB）](#)

大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者について

講習事業者一覧

大阪府が指定している福祉用具専門相談員指定講習事業者は、下記一覧表のとおりです。（令和6年4月19日現在）

[Excel版（エクセル：28KB）](#) [PDF版（PDF：43KB）](#)

講習の開講予定について

令和6年4月以降に開講する講習は、下記一覧表のとおりです。（令和6年4月19日現在）
【令和6年度開講予定】

[Excel版（エクセル：41KB）](#) [PDF版（PDF：59KB）](#)

※大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していません。
詳細は各事業者に直接お問い合わせください。

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪府住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

【大阪府知事指定】福祉用具専門相談員指定講習 開講予定一覧（令和6年4月19日現在）

※1 大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していない場合があります。 ※2 受講料の安価なコースは離職者対象等、受講要件が限られる場合があります。受講要件等の詳細は各事業者にお問い合わせください。 ※3 講習日程、講習内容については、各事業者へ直接お問い合わせください。										
指定番号	指定事業者名（講習会の実施者）	コース名	実施場所	開講月（予定）	修了月（予定）	日数	定員	受講料	電話番号	備考
270004	株式会社エス・エム・エス	新大阪5月短期コース	大阪市淀川区	5月	5月	7日間	24名	37,400円	06-6455-1781	
270004	株式会社エス・エム・エス	新大阪8月短期コース	大阪市淀川区	8月	8月	7日間	24名	37,400円	06-6455-1781	
270004	株式会社エス・エム・エス	新大阪11月短期コース	大阪市淀川区	11月	11月	7日間	24名	37,400円	06-6455-1781	
270004	株式会社エス・エム・エス	新大阪2月短期コース	大阪市淀川区	2月	3月	7日間	24名	37,400円	06-6455-1781	
270009	学校法人 大阪滋慶学園	8月講座	大阪市淀川区	8月	9月	7日間	40名	①63,780円 ②38,780円	06-6391-8141	①一般 ②学園在学生 法人会員
270013	特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ	6月コース	大阪市福島区	6月	8月	7日間	30名	37,000円	06-6451-4400	
270013	特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ	9月コース	堺市堺区	9月	11月	7日間	30名	37,000円	06-6451-4400	
270015	株式会社EE21	天王寺5月平日 I	大阪市阿倍野区	5月	6月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	堺東5月土日 I	堺市堺区	5月	6月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	吹田千里丘5月土日 I	吹田市	5月	6月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田5月土日 I	大阪市北区	5月	7月	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	布施6月平日 I	東大阪市	6月	7月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	京橋6月土日 I	大阪市都島区	6月	7月	7日間	22名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺6月土日 I	大阪市阿倍野区	6月	7月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	東岸和田6月平日 I	岸和田市	6月	7月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田7月平日 I	大阪市北区	7月	8月	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	

【大阪府知事指定】 福祉用具専門相談員指定講習 開講予定一覧（令和6年4月19日現在）

※1 大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していない場合があります。 ※2 受講料の安価なコースは離職者対象等、受講要件が限られる場合があります。受講要件等の詳細は各事業者にお問い合わせください。 ※3 講習日程、講習内容については、各事業者へ直接お問い合わせください。										
指定番号	指定事業者名（講習会の実施者）	コース名	実施場所	開講月（予定）	修了月（予定）	日数	定員	受講料	電話番号	備考
270015	株式会社EE21	枚方7月土日 I	枚方市	7月	8月	7日間	20名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺7月平日 I	大阪市阿倍野区	7月	9月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	堺東8月平日 I	堺市堺区	8月	10月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田8月土日 I	大阪市北区	8月	10月	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	難波8月平日 I	大阪市浪速区	8月	10月	7日間	27名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺9月土日 I	大阪市阿倍野区	9月	10月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	京橋9月平日 I	大阪市都島区	9月	11月	7日間	22名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	吹田千里丘9月土日 I	吹田市	9月	11月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田10月平日 I	大阪市北区	10月	11月	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺10月平日 I	大阪市阿倍野区	10月	12月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	布施10月土日 I	東大阪市	10月	12月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	堺東11月土日 I	堺市堺区	11月	12月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺11月土日 I	大阪市阿倍野区	11月	1月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田11月土日 I	大阪市北区	11月	1月	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	枚方11月土日 I	枚方市	11月	1月	7日間	20名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	京橋12月平日 I	大阪市都島区	12月	1月	7日間	22名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	難波12月平日 I	大阪市浪速区	12月	2月	7日間	27名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	東岸和田12月土日 I	岸和田市	12月	2月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	

【大阪府知事指定】 福祉用具専門相談員指定講習 開講予定一覧（令和6年4月19日現在）

※1 大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していない場合があります。 ※2 受講料の安価なコースは離職者対象等、受講要件が限られる場合があります。受講要件等の詳細は各事業者にお問い合わせください。 ※3 講習日程、講習内容については、各事業者へ直接お問い合わせください。										
指定番号	指定事業者名（講習会の実施者）	コース名	実施場所	開講月（予定）	修了月（予定）	日数	定員	受講料	電話番号	備考
270015	株式会社EE21	天王寺1月平日Ⅰ	大阪市阿倍野区	1月	2月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田1月平日Ⅰ	大阪市北区	1月	3月	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	吹田千里丘1月土日Ⅰ	吹田市	1月	3月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	堺東2月平日Ⅰ	堺市堺区	2月	3月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺2月土日Ⅰ	大阪市阿倍野区	2月	4月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田2月土日Ⅰ	大阪市北区	2月	4月	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	布施2月土日Ⅰ	東大阪市	2月	4月	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	京橋3月平日Ⅰ	大阪市都島区	3月	4月	7日間	22名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺3月平日Ⅰ	大阪市阿倍野区	3月	5月	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	枚方3月土日Ⅰ	枚方市	3月	5月	7日間	20名	37,950円	0120-16-8351	
270024	ピースクルーズ株式会社	6月コース	大阪市西区	6月	7月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	7月コース	大阪市西区	7月	8月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	8月コース	大阪市西区	8月	9月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	9月コース	大阪市西区	9月	10月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	10月コース	大阪市西区	10月	11月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	11月コース	大阪市西区	11月	12月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	12月コース	大阪市西区	12月	1月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	1月コース	大阪市西区	1月	2月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	

【大阪府知事指定】 福祉用具専門相談員指定講習 開講予定一覧（令和6年4月19日現在）

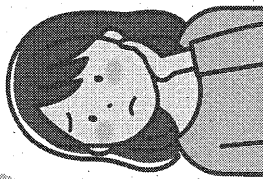
※1 大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していません。 ※2 受講料の安価なコースは離職者対象等、受講要件が限られる場合があります。受講要件等の詳細は各事業者にお問い合わせください。 ※3 講習日程、講習内容については、各事業者へ直接お問い合わせください。										
指定番号	指定事業者名（講習会の実施者）	コース名	実施場所	開講月（予定）	修了月（予定）	日数	定員	受講料	電話番号	備考
270024	ピースクルーズ株式会社	2月コース	大阪市西区	2月	3月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	3月コース	大阪市西区	3月	4月	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	

福祉サービスを利用して

困ったことや悩んでいることはありませんか？

自分かと思っていたような
サービスが受けられない

職員の態度や言葉づかいに
傷ついてしまった



ケガをしたのに
謝罪してもらえない

サービス内容について
わかりやすい言葉で
説明してもらいたい

このような場合には、まず

福祉サービスを受けている事業者にご相談ください。

不満や悩み、疑問に思っていることなど、モヤモヤした気持ちが大きくないうちに、まずは福祉サービスを受けている事業者に気軽に話してみてください。

事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、利用者からの苦情の適切な解決に努めることになっています。

また、事業者の中には、客観性を確保するために、職員以外の方を「第三者委員」として設置し、話し合いに立ち会ったり助言を行ったり、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもらっているところが増えています。

それでも解決しなかった場合や、
事業者に直接言い出しにくいときは、

福祉サービス苦情解決委員会にお気軽にご相談ください。

委員会では、相談者と事業者の双方の話し合いによる解決をめざし、相談援助、事業所への聞き取り、話し合いの機会を設けるなど、苦情解決のお手伝いをいたします。

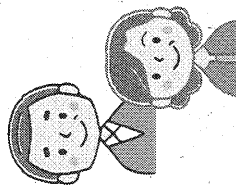
福祉サービス苦情解決委員会とは

社会福祉法第83条にもとづき、福祉サービスについての苦情を適切に解決するために全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会です。

苦情の解決をはかることによって、よりよい福祉サービスの提供を促し、利用者を守る役割をもちます。

【対象となる福祉サービスの範囲】 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービス

運営適正化委員会での苦情解決の手順



1

苦情相談の受付

来所、電話、FAX、メール、手紙のいずれかでも受け付けています。
(来所は中止する場合があります。事前連絡が必要です。)

2

相談援助

窓口で相談内容を傾聴します。相談者の意向を確かめた上で、必要に応じて相談者へ助言します。
また、相談内容に応じた方法を検討します。

3

事業者等への聞き取り 苦情内容の伝達

相談者からの相談内容の事実確認をする必要がある場合、委員や事務局の担当職員が関係者へ聞き取りをします。事業者へ苦情内容と気持ちを伝えます。

話し合いの場

委員会で検討したうえで必要に応じて、相談者と事業者との話し合いの場の機会を設けます。

知事への通知

利用者への虐待や重大な法令違反である場合は、委員会で検討しすみやかに大阪府知事に通知し、行政による調査・指導・監査を求めます。

「苦情から見てくるサービスの質の改善について」

（苦情が大きくなる原因）

サービス中に事故が発生した際、たとえ、事業所側に過失があると考えにくい場合でも、説明に一貫性がなかったり、説明が不足していたりすると、家族の不信感を増大させ苦情の規模が大きくなる可能性があります。

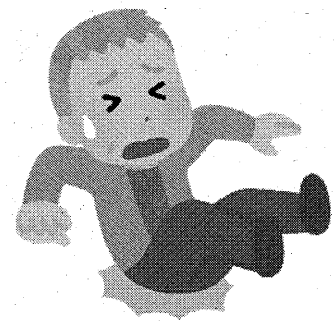
例えば、事故当時の状況が明確になっていない段階で、利用者家族に説明すると、話に矛盾が生じる場合があります、不信感につながります。

（例）通所介護

デイサービス中に転倒し、骨折した。

↓
転倒の際、職員は誰も見ていなかった

↓
詳細な説明を求めても、職員からは曖昧な回答しか得られず、不信感が募っている。



（苦情につながる要素）

真摯な対応をしてもらえない。

☞ 職員同士の情報の共有が出来ておらず、回答が定まっていない

事故当時の状況がわからない。（曖昧な説明しかない）

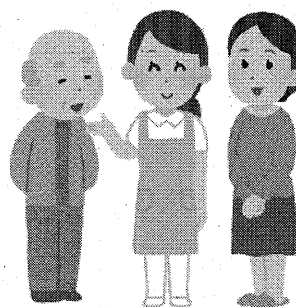
☞ サービス提供の記録がない



《防止するためには》

万一、事故が起きてしまった場合、大切なのは利用者家族への「初期対応」です。初期対応が不適切なため不信感を生じさせ、解決が困難になっている事例が多く見受けられます。曖昧な記憶で家族へ説明をしたり、職員によって対応が異なるとトラブルの元になります。事務所内で、共有する情報に食い違いが起きたり、忘れたりということを防ぐためにも、「サービス提供の記録」を作成しておくことが大変重要になります。

また、苦情の発生を、未然に防止する取組みを講じたり、利用者や家族と常日頃からコミュニケーションをとり、関係性を築いていくこともサービスの質の向上につながる方法です。



(参考)

令和4年度国保連合会苦情相談・苦情申立件数

苦情相談	420 件
苦情申立	0 件
計	420 件

苦情相談：電話や来会等で助言や情報提供等を行ったもの。

苦情申立：苦情申立書を受けたもの。

・「運営基準」厚生省令第37号「通所介護」参照

＜サービスの提供の記録＞

第19条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

介護保険の請求をしたけど、うっかり加算の区分を間違えてしまいほとんど返戻になってしまった…
今月の給付費が少ない…



こんな経験は
ありませんか？

届出していない加算を算定したなど、請求に誤りがあると、返戻となり
△ 給付費の支払いがなくなる可能性があります △

大阪府国保連合会では事業所向けに

こんなサービスを提供しています

事業所向けインターネット情報公開支援サービス

Oh!Shien



【ご利用は無料】
詳細は裏面をチェック
ぜひ導入してね！

★返戻になる前に確認できる エラーがわかる！

「Oh!Shien」では、本会での審査期間中に審査結果を確認することができます！

★請求にエラーがあった…そんなときでも大丈夫 請求の差し替え可能！

請求データの差し替え期間(※)に誤ったデータを削除し、電子請求受付システムで再送信(請求情報の差し替え)を行う
ことができます！ただし、差し替えはインターネット請求事業所(代理請求含む)のみ
※ 差し替え期間については、Oh!Shienにて公開しています。

★さらにうれしい 過去2年間の請求履歴や支払通知等が確認できる！

＜大阪府国民健康保険団体連合会ホームページ＞「Oh!Shien」へのアクセス方法

介護保険事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 概要及び電子請求について > (2)事業所向けインターネット情報公開支援サービス(Oh!Shien)について

大阪府国保連

検索

「Oh!Shien」操作画面イメージ ※詳細な操作方法や項目説明等については、本会HP「導入・操作マニュアル」をご覧ください。

①「請求状況」画面



②「確定情報」画面

併用して
利用すると
さらに便利！

クリックすると各種詳細
情報を見ることができます。

エラー等があった場合、エラー
コードと内容が表示されます。
より詳細な説明が用意されてい
る場合、エラーコードをクリック
すると、エラー詳細情報が表示され
ます。

10日までに提出した請求情報について、請求期間締め切りの翌々営業日の
10:30頃から、資格審査までの状況(エラーor正常)が確認できます。
また、差し替え期間中であれば、当月10日までに提出した請求情報の削除申
請を行うことができます。
ただし、差し替えはインターネット請求事業所(代理請求含む)のみです。
※ 差し替え期間中の削除申請は、「Oh!Shien」でのみ行うことができます。
「電子請求受付システム」では行うことができませんのでご注意ください。

「Oh!Shien」内にある「確定情報システム」では、介護給付費等の請求に対
する結果通知及び詳細な請求状況等の確認が、任意の条件指定を行うことで可
能です。
また、過去2年間分のデータが履歴として画面に表示され、過去にさかのぼ
って請求漏れの確認や結果通知書(如遇改善加算等総額のお知らせ等)の取得
が可能です。

※全事業所が対象です。

【問合せ先】
大阪府国民健康保険団体連合会
介護保険課(介護保険担当)
TEL.06-6949-5446



私たちに話してみませんか
“人権擁護委員”は、
あなたの街の相談パートナー
人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。

1 どんな人？

現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置され、地域の方から寄せられる人権相談に応じしています。

人権擁護委員は、日常生活における様々な人権問題に対応するため、市町村長の推薦と法務大臣からの委嘱を受けて活動しています。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

2 どんな制度？

人権擁護委員制度は、昭和23年に創設され、その歴史は古く、他国では類を見ない制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動、人権教室や講演会などの地域に密着した人権啓発活動をしています。

人権擁護委員制度は、民間のボランティアの方々が一国と一体となって、皆さんの人権を守る制度なのです。

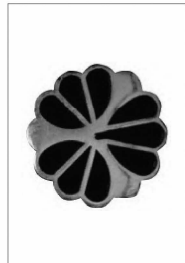
3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章（バジ）を着けています。

き章（バジ）のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

● 人権相談はこちらへ ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番
0570-003-110

● 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
● 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

こどもの
人権110番
0120-007-110

こどもの人権についての専用相談電話です。
いじめや虐待などのこどもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
● 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

LINEでも相談を受け付けています
LINE@jinkensoudan
こちらから友だち追加してください



職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン
0570-070-810

女性の人権についての専用相談電話です。
セクハラやDVなどの女性の女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
● 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
● 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索Q SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>

*端末の環境により、ご利用できない場合があります。



秘密は守ります。相談は無料です。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙で
リサイクルできます。

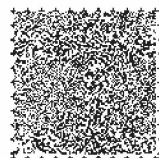
やさしく
お話し



- 差別を受けた ● 暴行・虐待を受けた
- ハラスメントを受けた
- いじめを受けた
- インターネットによる誹謗中傷など

悩みを 抱える あなたへ

ひとりで悩まず
法務局に相談を



法務省 人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

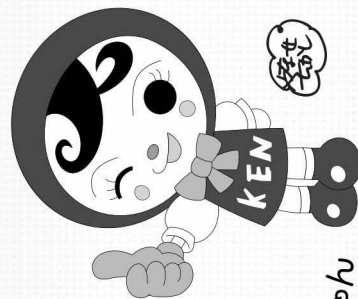
訪問介護に 従事されている皆様へ

皆様の訪問先の家庭などで、高齢者や障害者に対するいじめ、いやがらせ、虐待などの問題が起きているのでは…と思うことはありませんか？

私たち法務省の人権擁護機関は、一人一人の人権が尊重され、高齢者や障害者の方々が毎日安心して暮らすことができよう、様々な人権擁護活動に取り組んでいます。

皆様が訪問介護中に、いじめ、いやがらせ、虐待などが疑われる事案を見たり聞いたりしたら、みんなの人権110番(裏面)まで情報をお寄せください。

法務局職員や人権擁護委員[※]が、事案に応じた迅速・柔軟な方法で、関係する方々と話し合いながら解決に導きます。



※人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、約14,000名が全国の市町村に配置されています。

人権イメージキャラクター
じん 人 KEN あゆみちゃん

こんなことを感じたり、 見たり聞いたりしたことはありませんか？



心理的虐待
(言葉の暴力など)



身体的虐待
(殴る・蹴るなど)



経済的虐待
(金銭の無断使用など)



**介護・監護の
放棄・放任**

法務局職員、

人権擁護委員が

一緒になって

皆様のお悩みの

解決に取り組めます。

一人で悩まず、ご相談ください。



- 法律的なアドバイスを行ったり、悩み事を解決する上で、より専門的な機関を紹介します。
- 関係する方々の間に入って、中立な立場から話し合いを仲介します。
- 事実関係を調査した上で、人権侵害をした人に対し、その行為をやめるよう注意します。

このほかにも、他の行政機関と協力するなどして、悩み事を解決に導きます。



人権イメージキャラクター
人 KEN まもる君



人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん

あなたの行動が笑顔をつくれます。 あなたからのご相談をお待ちしています。